永平寺町地産地消支援事業補助金交付要領

（目的）

第１条　この要領は、永平寺町補助金等交付規則（平成18年永平寺町規則38号）及び永平寺町農林課所管補助金等交付要綱(令和2年4月1日告示第62号)に基づき、地産地消の推進、農産物等を出荷する生産者への支援、出荷組合等の育成および食文化の持続的な発展に寄与するため、予算の範囲内において永平寺町地産地消支援事業補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助対象者は、次に掲げるものとする。

1. 町内に在住し、農産物・加工品等を出荷する農林水産業者を対象とし、直売所および道の駅等の出荷組合に加入している者とする。
2. 上記にかかげるもののほか、町長が特に必要と認めたもの。

（補助金額）

第３条　補助金額は、直売所および道の駅等へ農産物・加工品等を出荷した売上高の２％(ただし、令和２年度に限っては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により５％)とする。

２　補助金の対象となる農産物・加工品等の定義は、別表に定める。

　（補助金の交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする者は、永平寺町地産地消支援事業補助金交付申請書（以下「申請書」という。）(様式第１号)を町長に提出するものとする。ただし、申請は、直売所および道の駅等の出荷組合がするものとする。

（補助金交付の決定）

第５条　町長は前条の規定により提出された申請書が、補助金交付の要件に適合すると認めた場合は交付を決定し、永平寺町地産地消支援事業補助金交付決定通知(様式第２号)により申請者に通知する。

（補助金の交付）

第６条　前条の規定による補助金の交付決定を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、永平寺町地産地消支援事業補助金交付請求書(様式３号)に出荷された農作物等の出荷実績書等を添えて町長に提出するものとする。

（補助金の返還）

第７条　町長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対し、当該補助金の全部又はその一部を返還させることができる。

（その他）

第８条　この要領に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は町長が別に定める。

　附　則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和２年９月１８日に一部改正し、改正後の永平寺町地産地消支援事業補助金交付要領の規定は、令和２年４月１日から適用する。